

三次市農業交流連携拠点施設 (トレッタみよし) 出荷会員募集要項



事業主体：三次市

指定管理者：株式会社広島三次ワイナリー

運営協力：三次市農業交流連携拠点施設運営協力会議
(三次農業協同組合，庄原農業協同組合上下営農センター，三次商工会議所，
三次広域商工会，三次市で構成する組織です。)

三次市農業交流連携拠点施設事業概要について

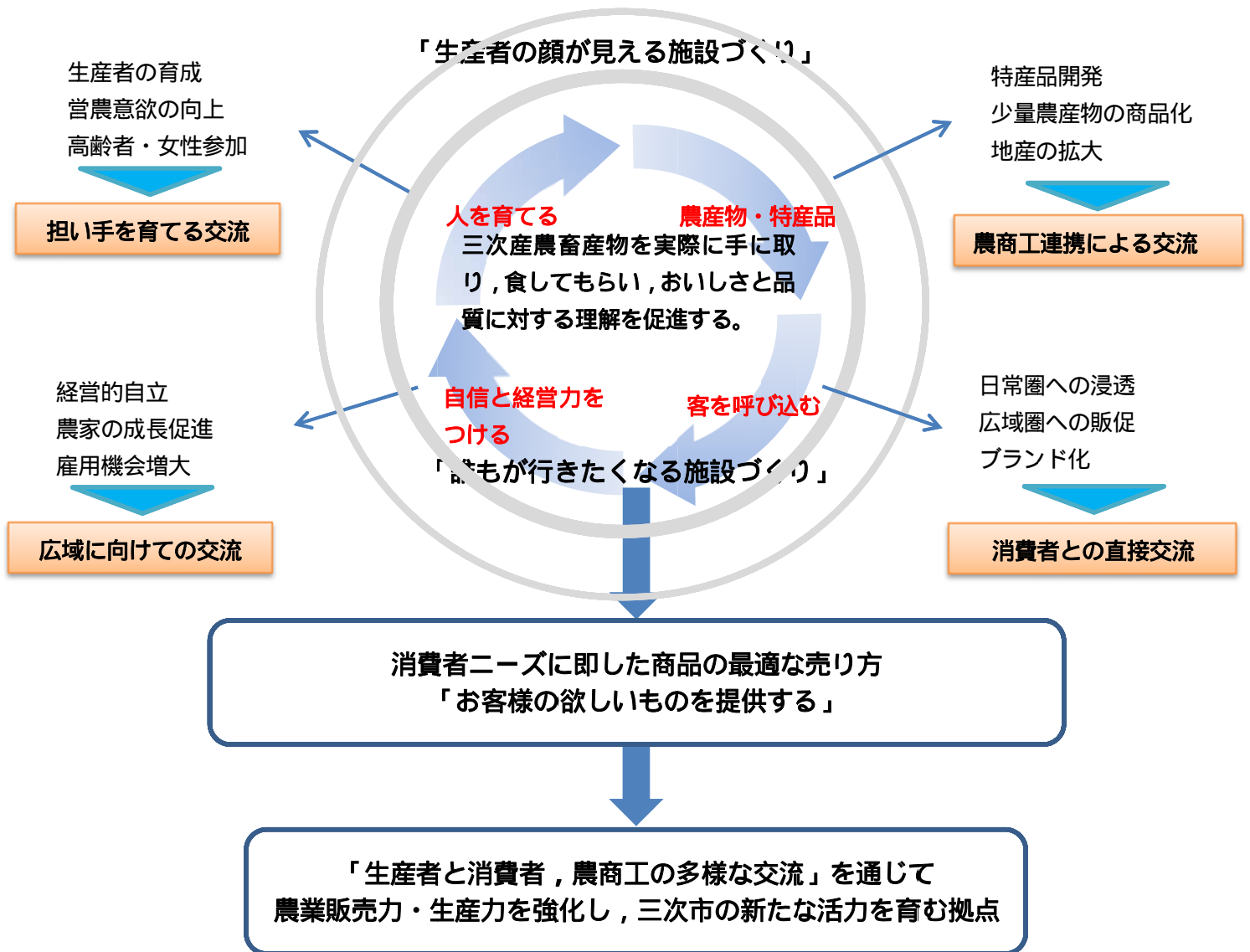
1 事業目的

全市域を対象に「農業生産力の強化」, 「販売力の強化」を促進するため, 農畜産物等の生産から販売をつなぐ役割を担う施設を整備し, 農畜産物の生産振興, 6次産品の開発, 既存加工品等の生産拡大・販路拡大等による農商工業者の所得向上, 経営安定をめざすものです。

また, 生産者と消費者との交流体験や三次の農畜産物及び商工品等のオール三次産品の情報発信等により, 交流人口の拡大, オール三次産品のブランド化を推進します。

2 施設の循環構造

本施設では, 三次の多様な生産者が運営に関わり, 交流と連携を図ることによって, 共に「農産物・特産品を作り」「客を呼び込み」「自信と経営力をつける」そして, 「新たな担い手」を育てる三次の農の好循環を創造します。

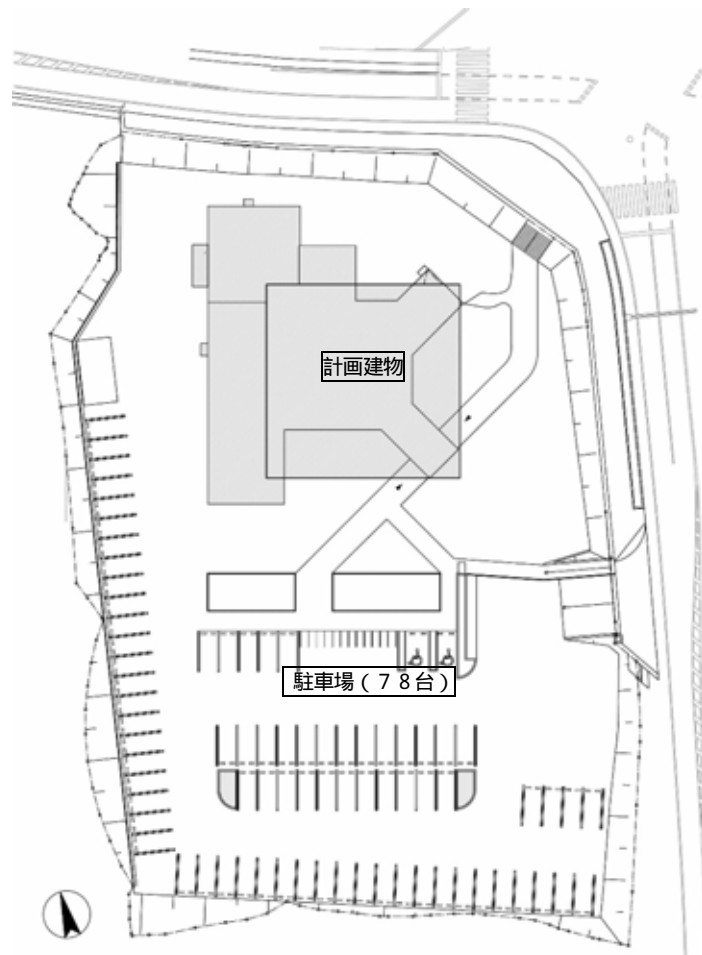


3 施設概要

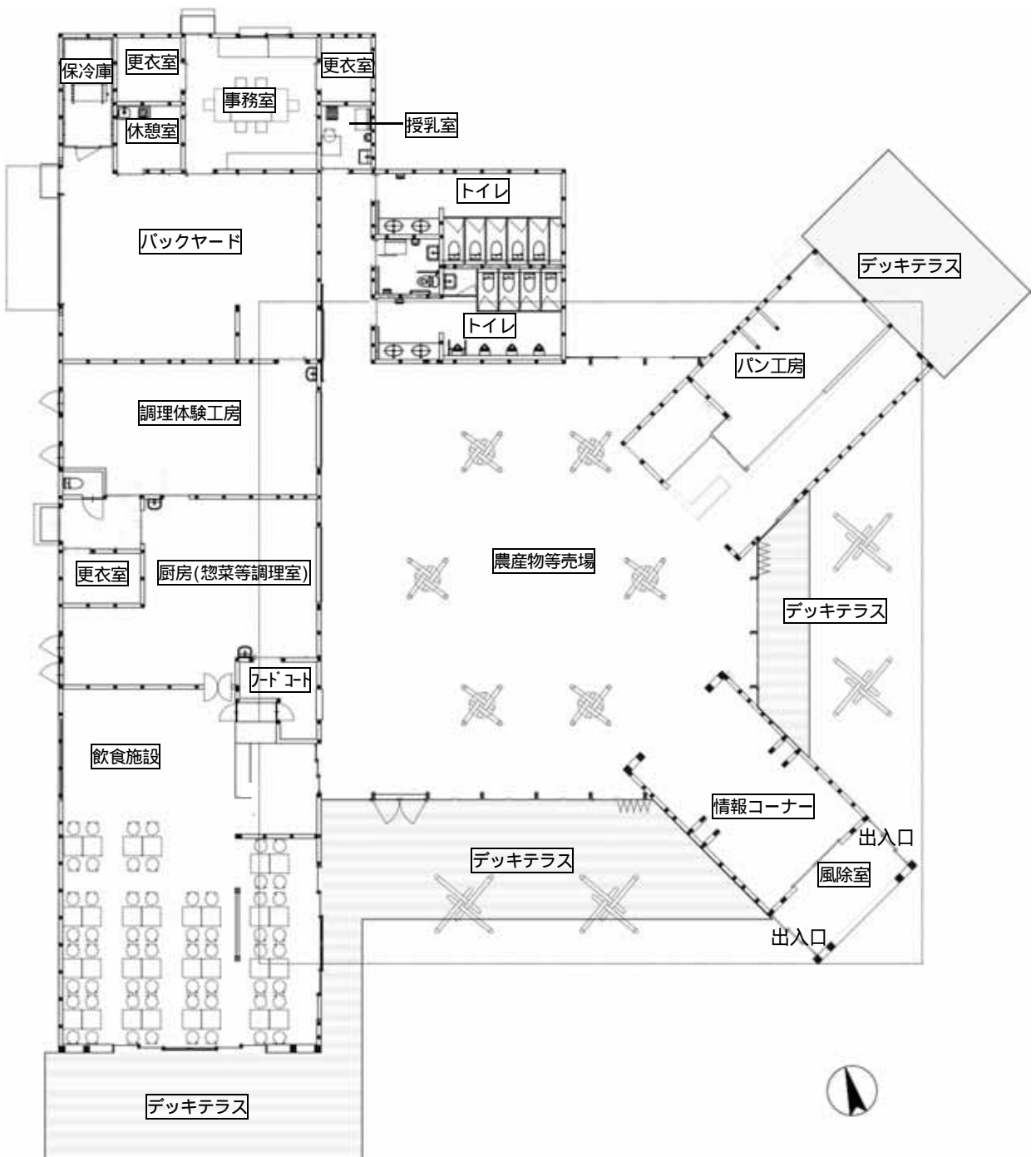
名称	三次市農業交流連携拠点施設「トレッタみよし」
場所	三次市東酒屋町438番地
敷地面積	6,328.63 m ²
建築面積	908.40 m ²
延床面積	863.47 m ²



配置図



平面図



4 施設構成

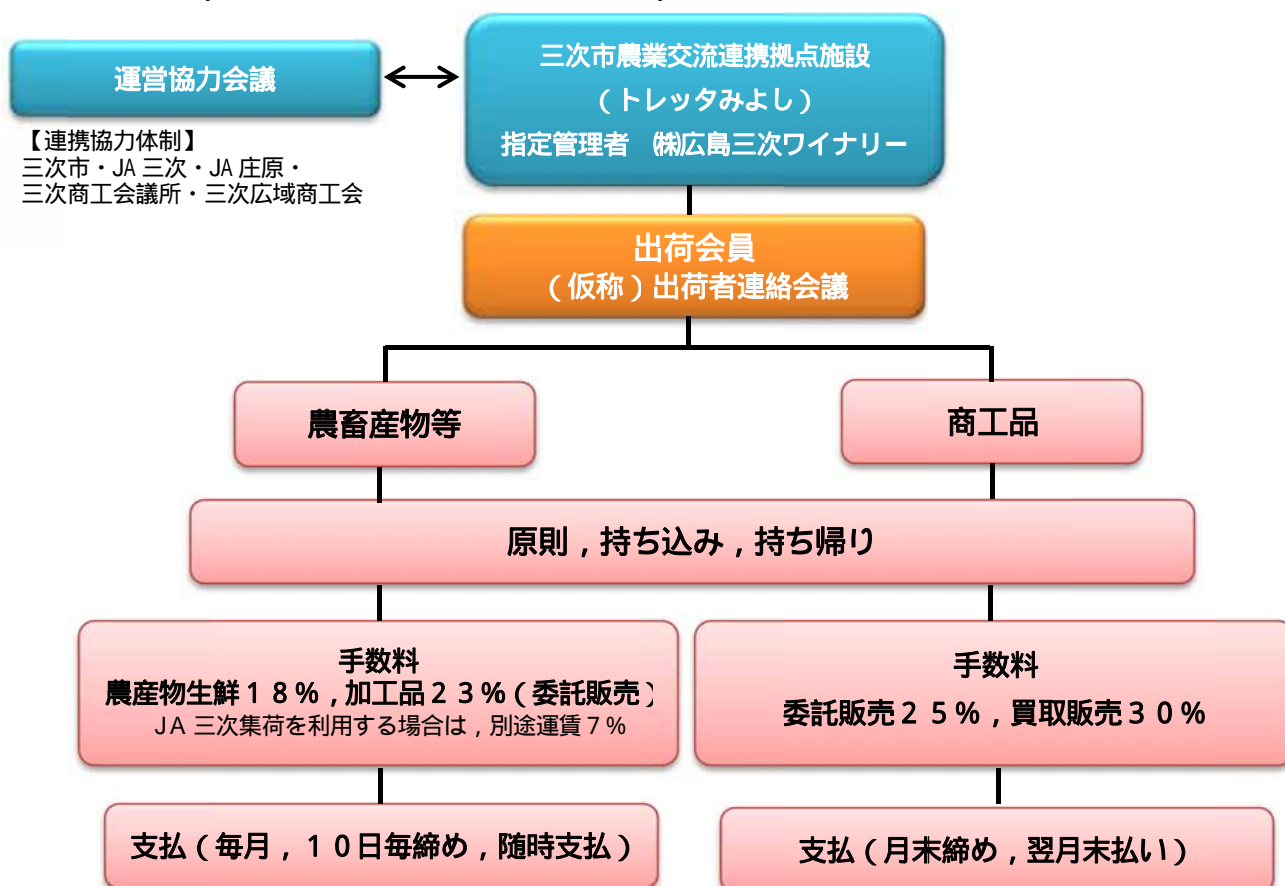
用途	規模等	内容
農産物等売場	255㎡	安全・安心・こだわりの農畜産物，農畜産物加工品，商工品を販売
飲食施設 フードコート 厨房（惣菜等調理室）	182㎡ 60席程度	三次産農畜産物等を使用した地産地消メニューを提供する飲食施設 テイクアウトが出来るフードコート
調理体験工房	46㎡	市内外の消費者と三次産農産物等を使用した調理体験教室等の開催
パン工房	60㎡	三次産小麦・米粉・野菜・果物等を使用したオリジナルパン等の製造販売（テナント運営）
情報コーナー	18㎡	三次の農畜産物・観光等の旬の情報を発信
トイレ・授乳室	54㎡	男性用（大4・小4）・女性用5・多目的トイレ1 授乳室1
バックヤード	77㎡	農畜産物等の搬入・搬出スペース
駐車場		乗用車約78台・バス3台

5 運営及び組織体制

運営方法：公設民営による指定管理方式

農畜産物等・商工品出荷販売体制図

出荷者連絡会議を設け定期的に生産者と指定管理者との意見交換会や研修会を行います。（出荷者協議会は設置しません。）



6 出荷品

市内で会員が自ら生産した農畜産物及びこれらを原料とし製造した加工品
(農産物については、栽培履歴が確認出来ること。)
三次産農畜産物等の原料を使用して製造された商工品
市内商工業者が製造・販売する商工品
加工品については、製造物責任保険(PL保険)に加入
その他、会員による手作り工艺品及び手芸品等

7 出荷会員資格について

原則、市内在住かつ市内で農畜産物、農畜産物加工品及び商工品を生産する個人若しくは法人で会員登録された方。

農産物については、栽培履歴(農薬使用状況等)を確認できることが必要です。

加工品については、出荷する加工品に応じて製造許可又は製造届け等の必要な手続きをしたものに限ります。

8 営業時間と休業日

営業時間：午前8時～午後6時(4月～9月)予定

午前8時～午後5時(10月～3月)予定

飲食施設、パン工房等の営業時間は異なります。

休業日：年末・年始(予定)

9 出荷品の搬入・搬出について

原則、会員による持ち込み、持ち帰り。

会員自ら持ち込みが出来ない場合は、JA三次アンテナショップの朝便集荷を利用することが出来ます。但し、運送費として7%(販売代金)の負担が必要です。

搬入時間 午前7時～午後2時まで(予定)

搬出時間 閉店後1時間以内(予定)

当日 残品の搬出が出来ない場合は、翌日の搬入時の搬出も可能です。

10 会員入会金

入会金及び年会費は不要です。

視察、研修、イベントへの参加費等は、別途必要になる場合があります。

11 販売手数料

【農畜産物・農畜産物加工品出荷会員】

区分	品目	手数料
農畜産物	生鮮野菜、果樹、山菜、花き、花木、雑穀、卵等	18%
農畜産物等加工品	加工表示品(漬け物、味噌、餅、ジャム、弁当、パン、総菜、米、精肉、畜産加工品)等	23%

【商工品出荷会員】

区分	品目	手数料
商工品	商工業者が製造・販売するお菓子等	委託 25%
		買取 30%

12 販売代金の精算

農畜産物等の販売代金は、手数料を控除し、毎月、10日、20日、月末に締め、随時、指定口座へ振込みます。

商工品の販売代金は、手数料を控除し、月末に締め、翌月末に指定口座へ振込みます。

13 バーコードシール・出荷伝票代金及び運送費の精算

バーコードシール代金及び出荷伝票の代金は会員の負担で、月末締め、翌月10日に指定口座より引き落とします。

J A三次アンテナショップの朝便集荷を利用した場合の運送費は、毎月、10日、20日、月末に締め、随時、指定口座より引き落とします。

14 その他留意事項

出荷用コンテナは、自前のコンテナを使用してください。J A三次アンテナショップ朝便集荷を利用する場合は、J A三次アンテナショップ出荷用コンテナを使用してください。

出荷品の搬入・搬出・陳列は、会員で行っていただきます。

(J A三次の集荷便運送を利用された場合は、指定管理者が陳列します。)

賞味期限・消費期限の記載のあるものについては、その期限の満了する日までに引取りをしてください。

同一品目が大量に出荷された場合、指定管理者により調整を行います。

出荷品の破損、盗難等については、原則、指定管理者に責任がある場合を除いては補償しません。

販売状況に応じて、販売スペース等を変更することがあります。

会員が運営方針に反する行為や出荷物に虚偽の表示等、信用を損なう行為を行った時は、出荷停止又は会員登録の取り消しを行うことがあります。

15 会員登録手続き

農畜産物及び農畜産物加工品

農畜産物を出荷される方は、様式第1号及び様式第2号を提出してください。

農畜産物加工品を出荷される方は、様式第1号及び様式第3号を提出してください。

農畜産物及び農畜産物加工品の両方を出荷される方は、様式第1号、様式第2号及び様式第3号を提出してください。

商工品

商工品を出荷される方は、様式第4号及び様式第5号を提出してください。

16 募集期間

随時募集を行います。

提出先

次の関係機関へ直接提出いただくか郵送にて提出してください。

関係機関窓口		連絡先
株式会社広島三次ワイナリー		0 8 2 4 - 6 4 - 0 2 0 0
三次市 (農畜産物,農畜産物加工 品,商工品の登録会員)	産業部 農政課 農林振興係	0 8 2 4 - 6 2 - 6 1 6 4
	君田支所 地域づくり係	0 8 2 4 - 5 3 - 2 1 1 2
	布野支所 地域づくり係	0 8 2 4 - 5 4 - 2 1 1 2
	作木支所 地域づくり係	0 8 2 4 - 5 5 - 2 1 1 2
	吉舎支所 地域づくり係	0 8 2 4 - 4 3 - 3 1 1 2
	三良坂支所 地域づくり係	0 8 2 4 - 4 4 - 4 5 1 1
	三和支所 地域づくり係	0 8 2 4 - 5 2 - 3 1 1 4
	甲奴支所 地域づくり係	0 8 4 7 - 6 7 - 2 1 2 2
三次農業協同組合 (農畜産物及び農畜産物 加工品登録会員のみ)	営農企画課又は販売課 (営農センター内)	0 8 2 4 - 6 6 - 3 8 0 2 0 8 2 4 - 6 6 - 3 4 0 0
	十日市本店	0 8 2 4 - 6 3 - 9 9 2 0
	八次支店	0 8 2 4 - 6 2 - 2 8 9 0
	北部支店	0 8 2 4 - 6 2 - 2 3 8 4
	西部支店	0 8 2 4 - 6 8 - 2 2 2 5
	東部支店	0 8 2 4 - 6 6 - 1 0 2 0
	君田支店	0 8 2 4 - 5 3 - 2 4 9 0
	布野支店	0 8 2 4 - 5 4 - 2 2 1 2
	作木支店	0 8 2 4 - 5 5 - 2 2 1 2
	吉舎支店	0 8 2 4 - 4 3 - 2 1 7 6
	三良坂支店	0 8 2 4 - 4 4 - 3 1 5 0
	三和支店	0 8 2 4 - 5 2 - 3 1 0 7
	庄原農業協同組合 (農畜産物及び農畜産物 加工品登録会員のみ)	上下営農センター
甲奴支店		0 8 4 7 - 6 7 - 2 2 3 1
三次商工会議所 (商工品登録会員のみ)	総務課	0 8 2 4 - 6 2 - 3 1 2 5
三次広域商工会 (商工品登録会員のみ)	本所及び各支所	0 8 2 4 - 4 4 - 3 1 4 1

問い合わせ先

株式会社広島三次ワイナリー(指定管理者)

電話: 0 8 2 4 - 6 4 - 0 2 0 0

三次市農業交流連携拠点施設運営協力会議事務局

〒7 2 8 - 0 0 1 3

三次市生涯学習センター内(三次市十日市東3丁目14-25)

三次市産業部農政課農林振興係

電話: 0 8 2 4 - 6 2 - 6 1 6 4